
女川町国土強靱化地域計画



令和3年3月
女川町

目 次

第 1 章 基本的な考え方

1	策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画期間	1
4	本計画の対象想定災害	1

第 2 章 脆弱性評価

1	脆弱性評価の考え方	2
2	基本目標	2
3	事前に備えるべき目標	2
4	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	3
5	施策分野の設定	4
6	脆弱性評価の結果	5

第 3 章 国土強靱化施策の推進方針

1	施策分野別推進方針	6
2	施策分野別指標	22

第 4 章 計画の推進

25

第一章 基本的な考え方

1 策定の趣旨

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、マグニチュード 9.0 を観測した巨大地震が大津波を引き起こし、本町において 800 余名の人命を奪い、約 7 割の家屋が流出するなど町全域に甚大な被害をもたらした。

本町を含む牡鹿半島全域が 1 m 沈下する地殻変動によって海水面が上昇し、主要道路はがれきや冠水によって分断され町が孤立、行政機能の喪失や初動時の情報不足、燃料の不足など、未曾有の事態が生じ、人命の救出・救助や災害時医療、生活再建等において、極めて困難な状況に直面した。

また、近年は、これまで経験したことのない豪雨が幾度も来襲し、震災によって脆弱となった地盤崩壊による土砂災害や高潮位冠水による主要幹線の通行止めなどが常態化しており、シビアアクシデント発生時の対応が危惧されている。

国においては、平成 25 年 12 月、大規模自然災害に備えて必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、平成 26 年 6 月には、基本法に基づき、国土強靱化に関する国の計画等の指針となるべきものとして「国土強靱化計画」が策定された。また、基本法においては、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画を定めることができる」とされた。

本町では、既に、東日本大震災の経験と教訓を踏まえて各分野の各種計画等の見直しを進め、大規模自然災害に備えた事前防災及び減災に係る対策を進めてきたところであるが、さらに強靱な地域づくりに向けて、平時から隣接市町や県と連携しながら広域的な取組を持続的に展開するため、基本法に基づく女川町国土強靱化地域計画を策定するものである。

2 計画の位置づけ

この計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」の策定手順等に従って策定したものであり、国土強靱化に係る指針となるものである。

3 計画期間

本計画の対象期間は、令和 3 年度(2021 年度)から令和 6 年度(2024 年度)までの 4 年間とする。

4 本計画の対象想定災害

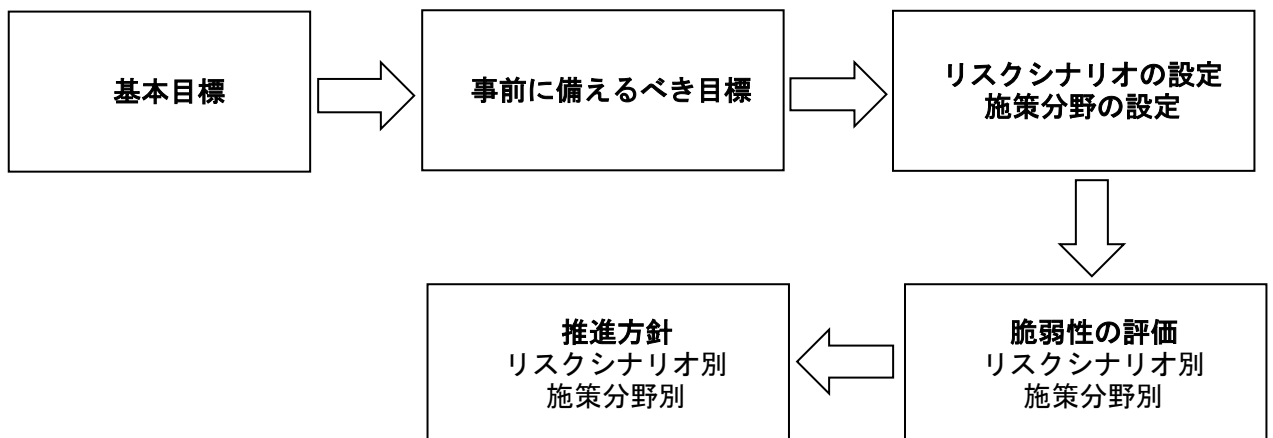
この計画の対象は、過去に発生した大規模自然災害による発生状況を踏まえて、ひとたび発生すれば甚大な被害が広範囲に及ぶ大規模自然災害とする。

第2章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害に対する脆弱性の評価を行うことは、国土強靱化に関する施策を策定し、実施していく上で必要なプロセスであり、国の国土強靱化基本計画においても脆弱性評価を基に施策ごとの推進方針が示されている。

本計画においても、国が実施した脆弱性評価手法を踏まえて評価を行った。



2 基本目標

国土強靱化の理念に鑑み、次の4点を基本目標とする。

- (1) 人命の保護が最大限に図られる
- (2) 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- (3) 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

3 事前に備えるべき目標

基本目標を達成するため、次の8点を「事前に備えるべき目標」とする。

- (1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- (2) 大規模自然災害発生直後でも救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- (3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- (4) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- (5) 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- (6) 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、

上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

- (7) 制御不能な二次災害を発生させない
- (8) 大規模自然災害発生直後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

4 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

「事前に備えるべき目標」を妨げる事態として、「国土強靱化基本計画」における45の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を基本として、過去の大規模自然災害や地域特性を踏まえ、25の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定した。

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)
1 人命の保護が最大限図られる	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 地震による住宅・建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生
		1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死者・行方不明者の発生
		1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地集落等の浸水
		1-4 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
2 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
3 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-3 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足
		2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート途絶による医療機能の麻痺
4 迅速な復旧復興	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
		3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

	4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	情報伝達の不備や停止等による被害の拡大
	5	大規模自然災害発生直後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業活動の低下
			5-2	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
			5-3	基幹的交通ネットワーク(陸上、海上、航空)の機能停止
			5-4	食糧等の安定供給の停滞
	6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
			6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止
			6-3	地域交通ネットワークが分断する事態
	7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
			7-2	有害物質の大規模拡散・流出
			7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
			8-2	復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により大幅に遅れる事態
			8-3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
			8-4	被災者に対する十分な住宅対策や健康支援策が講じられず、生活再建が著しく遅れる事態

5 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な国土強靱化に関する施策分野については、国の国土強靱化基本計画における施策分野を参考に、本町の実情を踏まえ、8の個別施策分野と2の横断的施策分野を設定した。

【個別施策分野】

- (1) 行政機能
- (2) 住宅・都市
- (3) 保健医療福祉
- (4) 環境
- (5) 産業
- (6) 交通・物流
- (7) 町土保全
- (8) 土地利用

【横断的施策分野】

- (9) 老朽化対策
- (10) リスクコミュニケーション

6 脆弱性評価の結果

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」別の脆弱性評価結果は資料編の別紙1、施策分野別の脆弱性評価結果は資料編の別紙2のとおりである。

第3章 国土強靱化施策の推進方針

第2章における脆弱性評価の結果を踏まえ、本町における国土強靱化に向けた施策分野別の推進方針は、次のとおりである。

なお、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）別の推進方針は、資料編の別紙3のとおりである。

1 施策分野別推進方針

個別施策分野

(1) 行政機能

①業務継続性の確保

【業務継続性の確保】

- 地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、BCP（業務継続計画）の策定等により、業務継続性の確保を図る。
- BCP（業務継続計画）及びi-BCP（情報システムに係る業務継続計画）の定期的な見直しや訓練を行い、自然災害に対する業務継続性の実効性を高めていく。
- 職員に対して、大規模自然災害が発生した場合にBCP（業務継続計画）に基づいた必要不可欠な業務が行えるよう訓練を実施する。訓練は、感染症拡大防止対策を踏まえたものとする。
- 県及び防災関係機関と連携し、災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図るとともに、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。
- 商用電源の供給停止に備えて、非常用電源装置を整備するとともに、燃料の確保が困難な場合を考慮し、非常用の燃料確保に努める。また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所への設置等に努める。
- 県と連携し、大規模停電や計画停電を想定し、応急活動の拠点となる施設などへの太陽光発電その他の再生可能エネルギー等の導入を推進する。

【総合防災情報システムの機能拡充】

- 「宮城県総合防災情報システム(MIDORI)」を運用し、地震、津波、風水害等の自然災害における情報を迅速かつ的確に伝達する。
- 非常時・災害時における防災・避難体制の構築に向けて、情報通信回線の冗長化や伝達手段の多様化・高速化を図るなど、確実な防災情報の伝達に向けて各種防災情報システ

ムの運用を行う。

【地域住民等に対する通信手段の整備】

- 県と連携し、災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、衛星携帯電話、衛星通信、電子メール、防災行政無線等の通信手段を活用し、民間企業、報道機関、地域住民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。
- 災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、Lアラート（災害情報共有システム）を介し、メディアの活用を図るほか、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、衛星携帯電話、データ放送、ツイッターなどのソーシャルメディア及び各種ボランティアの協力等を含めたあらゆる情報伝達手段の活用について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備・充実に努める。

②体制整備

- 大規模地震災害時には、その業務量と時間的制約等により、被災地の地方公共団体等だけの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力が必要となるため、他の地方公共団体等との広域応援体制の整備充実に努める。応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体等との間の協定締結も考慮するとともに、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。
- 協定に基づく応援体制の実効性を確保するため、平時においては大規模災害時の具体的な応援等に係る情報交換を行うとともに、必要に応じて各種訓練の実施に努める。
- 複合災害時に備え、現地への関係職員の派遣及び資機材の搬送等の手段を複数準備するとともに、平時から防災関係機関相互の連携（要員、装備、資機材等に関する広域応援）について協議する。
- 様々な複合災害を想定した訓練やシミュレーションを行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。また、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実働訓練の実施に努める。
- 大規模災害時に迅速かつ的確に災害応急活動を実施し、住民を災害から守るための活動を推進する。

③復旧活動

【啓開活動】

- 道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について民間団体等との協定等を締結する。また、道路管理者は、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

【危険度判定等】

- 被災した建築物及び宅地に対し、余震などによる二次災害の防止を目的として、その安全性を判定する危険度判定の早期実施に努め、危険度判定作業にあたっては、県と連携しボランティア等の協力を仰ぐ。
- 大規模な土砂災害が発生した場合、町の砂防担当職員のみでは二次災害の防止に対して迅速かつ十分な対応は不可能であることから、県との連携を図り、二次災害の防止に努める。

【防災協定締結団体との連携等】

- 大規模災害が発生した場合、公共土木施設の応急復旧のため、防災協定締結団体による緊急調査やパトロール及び建設資機材や労力の提供等の対応が迅速に行われるよう、平時から防災協定締結団体と連携を図る。

【災害廃棄物等への対応】

- 大規模災害発生時に備え、平時から災害廃棄物の仮置き場の選定や分別方法をはじめとした適正な処理や再資源化・再使用のルートを確保するための取組に対する指導助言を行う。
- 一般廃棄物の処理施設や再資源化施設について、循環型社会形成推進交付金制度を有効に活用して計画的に整備できるよう県へ要望する。
- 一般廃棄物処理基本計画や循環型社会形成推進地域計画等を策定するに当たり、県に対し広域的な見地や東日本大震災の経験に基づいた技術的助言等を要請し、本町の計画策定を図る。

④被災者支援

【支援物資等への対応】

- 大規模な地震が発生した場合の被害を想定し、あらかじめ、必要とされる食料（米穀、野菜、果実、乳製品等）について調達体制を整備し、これらの供給確保に努める。
- 応急生活物資を供給するため、あらかじめ、宮城県生活協同組合連合会など関係業界と協議し、「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」の締結を県に要望し、供給範囲や供給手順をルール化するなど物資調達のための体制を整備する。また、災害救助法が適応される大規模な地震が発生した場合の被害を想定し、調達先との連絡方法、物資の輸送方法等について、十分調整する。
- 物流体制の整備を行うとともに、あらかじめ、災害時の物資拠点の確保に関する協定を締結するなど災害時物資拠点を確保する。
- 災害の規模等に鑑み、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を迅速かつ確実に届けられるよう、物資の要請・調達・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図る。また、平時より、トラック協会などと合同で、情報伝達図上訓練や物流実動訓練を実施する。

【住宅対策】

- 大規模災害時において、応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備が可能な公用地等を把握し、(一社)プレハブ建築協会との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づく応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備確保のため、同協会の建設能力の把握に努めるほか、災害の規模により、地元企業の活用による応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備確保を行う。
- 災害公営住宅の整備に関し、整備が可能な公用地等を把握し、人員・資材の確保を含め速やかに対応する。

【被災者支援策】

- 災害時に速やかに支援活動ができるように、災害時要支援者名簿の整備や個別計画を策定するとともに、速やかに災害ボランティアセンターを立ち上げられるよう行政や関係団体と協働してボランティアコーディネーターの養成、ボランティア受け入れ拠点の整備等を行う。

(2) 住宅・都市

①建築物の耐震化等

【住宅の耐震化等】

- 昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された住宅について、新耐震基準への適合性を確認する耐震診断や適合しない住宅の耐震性を向上する耐震改修を促進するため、耐震診断・耐震改修の必要性について、多様な手段により、普及啓発を行うとともに、助成事業の実施と拡充に努める。
- 高齢者のみの住宅や障害者等が同居する住宅をはじめ、避難場所・避難道路・緊急輸送道路等に沿った住宅について、耐震改修の促進を図る。
- 耐震診断・耐震改修の促進を図るため、優先的に耐震化を促進するエリアの設定や、対象木造戸建て住宅の台帳を整備し、普及啓発に活用するとともに、耐震化の状況把握を行う。
- 大規模な造成宅地の情報については、県及び関係市町の窓口で閲覧できるよう整備し、広く周知を図る。

【多数の者が利用する建築物の耐震化等】

- 防災上重要な施設の耐震化を優先する等、防災対策上の重要度・緊急度を踏まえて、計画的に全施設を耐震化することを目標とする。
- 民間建築物については、耐震診断・耐震改修の必要性に関して、多様な手段により普及啓発を行う。
- 不特定多数の人々が利用する特殊建築物、建築設備等の定期調査の実施とその調査結果の報告について、通知等により所有者等への周知を図るとともに、防災避難に関して特に危険性のある建築物に対し、改善指導を行う。

②ライフラインの耐震化等

【エネルギー関連施設の耐震化等】

- 各施設の被害を最小限に食い止めるための耐震性の強化、液状化対策、拠点の分散、代替施設の確保及び系統の多重化等を進めるなど、大規模自然災害による被害軽減のための諸施策を実施する。
- 東日本大震災における燃料不足の教訓を踏まえ、災害対応活動や生活への影響を軽減できるように、関連業界団体と連携した燃料供給体制の構築に努める。
- 平時から、再エネ・省エネ設備・機器の導入促進を通じて、建物（住宅、事務所）における化石資源の消費量の削減を推進し、地域に根ざした再エネ等の導入と持続的利用や環境と防災に配慮したエコタウンの形成、エコモビリティを促進する。また、災害時に自立・分散型エネルギーシステムとして期待される水素をエネルギー源とする燃料電池などの導入を促進する。

【上水道等の耐震化】

- 強靱な水道施設を構築するため、送配水施設及び配水池等基幹施設等の耐震化やバックアップ施設の整備を図る。また、安定した供給と経営を継続して行くため、施設の長寿命化を図りながら、更新時期を迎えた施設については、将来の需要に対応した施設のダウンサイジング（縮小化）を検討した上で、アセットマネジメント（資産管理）の手法を活用して、計画的な更新を行う。
- 水道施設の計画的な老朽化対策を実施するとともに、国庫補助事業等を効果的に活用した耐震化対策を推進する。

【下水道等の耐震化】

- 災害時において、雨水の速やかな排水と公衆衛生環境の悪化等を防止するため、下水道施設の耐震化を推進し、管理施設の多重化や拠点の分散等を検討する。
- 東日本大震災で甚大な被害を受けた北上川下流東部流域下水道処理場について、再度の災害を防止する観点から、電気設備等の施設配置や重要施設の水密化などを図り、処理機能が容易に失われず、被災しても代替の対応や早期の機能回復が可能となるよう管理者である県及び石巻市と連携しながら対策を講じる。
- 下水道施設（汚水及び雨水）に求められる信頼性と効率性を確保するための長寿命化計画に基づき、改築更新を進める。
- 町設置浄化槽施設について、施設の耐震化及び被災時の早期復旧が可能となるよう対策を講ずるとともに、機能診断及び最適整備構想の策定、適時・適切な修繕又は更新などの長寿命化を図る。

【道路基盤の整備等】

- 道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について民間団体等との協定等を締結する。また、道路管理者は、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじ

め道路啓開等の計画を立案する。

- 地震直後の道路網断絶による避難行動や初動活動の阻害を防ぐため、防災点検及び橋梁点検等に対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い箇所から順次、落石危険箇所の防災対策や橋梁の耐震化を実施する。
- 災害時の孤立化を防ぐため、主要道路の動線確保について、拡幅や崩落防止措置を講じるとともに、国県道については管理者である県に対し大震災後の環境の変化に対応した強靱な道路整備を要望する。

【公園の長寿命化等】

- 災害時に避難所となる公園については、定期点検、調査を実施し、部材の損傷・劣化状態を目視・触診・動作確認等により施設の長寿命化を図る。日常点検において、管理水準を下回るような激しい劣化や損傷が発見された施設については、使用禁止とし早期の修繕・更新を行う。老朽化した遊具の更新においては、利用者ニーズを把握し、施設更新を行う。
- 指定管理者を指定した場合、管理状況を把握し、指定管理者への指導助言を行い、施設の安全性を確保するとともに長寿命化対策を図る。
- 沿岸部に位置する公園においては、速やかに高台へ避難することができるよう、誘導サインを設置し、防災無線や広報車両で速やかな避難を呼びかける。

(3) 保健医療福祉

【医療施設の体制整備】

- 災害医療コーディネーターの研修やDMAT（災害派遣医療チーム）研修、災害対応研修会等の各種研修を行い、人材の育成を図る。

【医療提供体制の構築】

- 医療機関のBCP（業務継続計画）・防災マニュアルの作成を推進する。
医師会や地域医療情報センターと連携し、災害時の医療機関相互の情報網を整備していく。
- ICTを活用した、病院、診療所、福祉施設、在宅介護事業者等の連携強化・情報共有の促進により、安心して医療が受けられる体制を構築し、また、情報のリアルタイム化の促進による救急搬送時間の短縮を図る。

【保健対策】

- 災害時やその後の心身の健康についての相談ができる窓口を必要に応じ設置する。
- 震災等に伴う児童生徒の心のケアに迅速かつ適切に対応できる体制の整備を推進する。
- 大学や職能団体とも連携を図りながら、スクールカウンセラー等の専門職の確保や人材の育成を図る。

【福祉対策】

- 「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」や国の取組方針について周知

する。

- 災害時要支援者名簿の整備や個別計画を策定する。
- 施設ごとの状況に応じた防災対策マニュアルを作成し、各施設の防災体制の構築を図る。
- 居住施設等の防火や耐震性能の向上を支援する。
- 東日本大震災の経験を踏まえ、ガイドラインやマニュアルの策定及び見直し、研修や訓練の実施、関係団体との協定締結など平時からの体制整備に取り組む。
- 高齢者や障害等のある人の視点に立った地域内の避難経路などの把握に努め、災害時要支援者が迅速かつ確実に避難できるような態勢を地域で構築できるよう支援する。

(4) 環境

【大気環境の保全】

- 工場及び事業場に対して、ばい煙発生施設の適正な維持管理、自主測定等を指導する。
- 大気環境の常時監視を継続して実施するとともに、大気測定局の適正配置を検討し、監視体制の整備を図る。

【水資源の確保】

- 生活用水及び工業用水の水使用の合理化、下水処理水の再利用等により水需要を抑制し、河川における水源としての量的負荷を軽減するとともに、地下水の適切な利用、河川水の段階的利用等により、豊富な河川水量を確保する。
- 水源池及び配水池の適切な管理により生活用水の安定確保に努めるとともに、断水となった際には旧簡易水道取水地等を活用し、また、トラック団体と協定を締結し水輸送の協力を要請し生活用水の供給を行う。

【災害廃棄物等への対応】

- 大規模災害発生時に備え、平時から災害廃棄物の仮置き場の選定や分別方法を始めとした適正な処理や再資源化・再使用のルートを確保するための取組に対する助言指導を行う。
- 一般廃棄物の処理施設や再資源化施設について、循環型社会形成推進交付金制度を有効に活用して計画的に整備できるようにする。
- 県に対して技術的助言等を要請し、一般廃棄物処理基本計画や循環型社会形成推進地域計画等を策定する。
- 耐火建築物等で使用されているアスベスト建材から粉じん飛散等を防ぐため「災害時における石綿飛散防止に係る取扱マニュアル（平成24年5月環境省）」に基づく解体方法等を周知する。

【衛星対策】

- 災害時において、感染症予防のため健康調査・指導を行い、感染症の発生状況の把握に努めるほか、避難所等におけるトイレ等の衛生管理、消毒及び手洗い等感染症発生予防のための指導を行う。また、感染症対策薬剤等の調達が困難な時は、県や国に要請する

ほか、感染症発生時には、疫学調査を実施し、感染拡大の防止に努める。

- 災害時において、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意する
- 県内市町村や他都道府県の火葬場を活用した広域火葬を実施する体制の確保等を進める。

【毒物・劇物対策】

- 災害時に毒物・劇物が散乱しないように、平時から当該施設責任者に対し、施設ごとに危害防止規定を作成するよう指導するとともに、当該施設を有する事業者に対し、広域的に対処するため、県毒劇物協会の下に組織化するよう働きかける。
- 毒物の安全性の確保のため、毒物等を所掌する販売業者、製造業者及び取扱業者に対して、関係機関・団体と協力して指導を行い、警察は取締りを行う。
- 災害時は、散乱した毒物・劇物の状況把握や回収及び二次災害に対する注意喚起を早急に行うよう、体制の整備を図るとともに、県毒劇物協会において災害対策用連絡網及び支援体制（中和剤、防毒器具）を確立できるように支援する。

【汚水処理対策】

- 東日本大震災で甚大な被害を受けた下水道流末処理場について、再度の災害を防止する観点から、電気設備等の施設配置や重要施設の水密化などを図り、処理機能が容易に失われず、被災しても代替の対応や早期の機能回復が可能となるよう管理者である県と連携し対策を講じる。
- 流域下水道管理施設に求められる信頼性と効率性を確保するための長寿命化計画に基づき、改築更新を進めていく。
- 町設置浄化槽について、被災時の早期復旧が可能となるよう対策を講ずるとともに、管理委託先と連携して適時・適切な修繕又は更新などの長寿命化を図る。

(5) 産業

①農林水産業への対応

【森林整備等】

- 山地に起因する災害から住民の生命・財産の保全を図り、くらしの安全性を確保するため、山腹崩壊危険地、はげ山移行地などの荒廃危険山地に、土留工、落石防止策等の治山施設を設置するとともに、保安林等森林の持つ防災機能を維持強化させるため、森林の整備を効果的に実施する。
- 森林の荒廃による被害の拡大を防ぐため、野生生物の生息環境又は生育環境が人間活動で分断及び孤立化されないよう、自然環境の保全に配慮した開発行為への適切な誘導及び新たな保全地域の指定によって、森林等の連続性を保つ回廊を構築し、多様な生態系を様々な形で連続させる生態系ネットワークの形成を図り、生態系を活用した防災・減災を推進する。

【水産関連施設の整備等】

- 水産業の復旧・復興のため、水産業団体の被災施設の再建整備に対する支援を行う。
- 町が所管する第1種13漁港については、利用者が安全に使用できる環境整備を行うとともに、県管理の第3種女川漁港については、県と連携して安全管理に努める。

②企業活動の継続

【企業のBCP策定促進】

- 平成27年3月に県が保険会社及び県内4つの商工団体と締結した「宮城県における企業のBCP策定等支援に関する協定」に基づき、協定締結機関と連携しながら、「みやぎ企業BCP策定ガイドライン」等を活用し、企業への一層の普及を図るとともに、企業のBCP（業務継続計画）策定状況等を把握し、今後の施策に反映させる。

【産業施設の防災対策の推進】

- 各施設の被害を最小限に食い止めるための耐震性の強化、液状化対策、拠点の分散、代替施設の確保及び系統の多重化等を進めるなど、大規模自然災害による被害軽減のための諸施策を実施する。
- 東日本大震災における燃料不足の教訓を踏まえ、災害対応活動や住民生活への影響を軽減できるように、県及び関連業界団体と連携した燃料供給体制の構築に努める。
- 平時から、再エネ・省エネ設備・機器の導入促進を通じて、建物（住宅、事務所）における化石資源の消費量の削減を推進し、地域に根ざした再エネ等の導入と持続的利用や環境と防災に配慮したエコタウンの形成、エコモビリティを促進する。

【ブロードバンド環境の整備等】

- 国庫補助事業を活用し、ブロードバンド環境の整備を図る。
- 解消が必要な不感地域が把握された場合には、県と連携して携帯電話事業者の不感解消を働きかけるとともに、国庫補助事業を活用し、円滑な事業運営を図る。

(6) 交通・物流

①交通基盤の維持等

【道路基盤の整備等】

- 主要幹線道路における橋梁の耐震化・長寿命化、離島・半島部道路の整備、交通安全施設の整備及び多重防御による津波対策を推進する。また、地域間連携を進めるため、広域交通ネットワークによる多様な移動経路や移動手段を確保し、災害に強い交通ネットワークの再構築を図る。
- 地震直後の道路網断絶による避難行動や初動活動の阻害を防ぐため、防災点検及び橋梁点検等で対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い箇所から順次、落石危険箇所の防災対策や橋梁の耐震化を実施する。
- 重要な生活道路について、幅員狭あい区間などの改良を行い、交通の安全性及び円滑性

を確保する。また、津波被災地の防災集団移転地と既存集落を結ぶアクセス道路を整備する。

- 災害時に交通途絶から集落が孤立することを防止するため、危険箇所や橋等に対する予防対策を推進するとともに、地域住民に危険箇所を周知する。
- 災害が発生した場合は、県と連携して防災広報無線及びウェブによる道路交通情報の提供を行う。
- 道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について民間団体との協定等を締結する。また、道路管理者は、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。
- 迂回路として活用できる林道等について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する。

【港湾の整備等】

- 港湾計画に基づいた大規模地震対策施設の整備を促進し、港湾BCP（業務継続計画）等に基づく定期的な訓練を実施する。
- 港湾機能の強化と物流機能の効率化を図るため、港湾整備を促進する。
- 津波予報発表時において、港湾管理者である県と遠隔操作による水門閉鎖などの情報を消防機関と共有し、周辺利用者の安全確保に努める。

【公共交通の確保】

- 鉄道事業者の防災対策に協力する。
- 多様な移動経路や移動手段を確保するため、バス・離島航路への支援を行い、地域の実情に応じた持続可能な公共交通の維持を図る。

②災害時の物流対策

- 大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、あらかじめ、必要とされる食料（米穀、野菜、果実、乳製品等）について調達体制を整備し、これらの供給確保に努める。
- 応急生活物資を供給するため、あらかじめ、関係業界と協議し、「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」等を締結し、供給範囲や供給手順をルール化するなど物資調達のための体制を整備する。また、災害救助法が適応される大規模な地震が発生した場合の被害を想定し、調達先との連絡方法、物資の輸送方法等について、十分調整する。
- 大規模災害時に迅速かつ的確に災害応急活動を実施し、住民を災害から守るための活動を推進する。
- 物流体制の整備を行うとともに、あらかじめ、災害時の物資拠点の確保に関する協定を締結し、災害時物資拠点を確保する。
- 災害の規模に鑑み、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被

災者に物資を迅速かつ的確に届けられるよう、物資の要請・調達・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図る。また、平時より、トラック協会などと合同で、情報伝達図上訓練や物流実動訓練を実施する。

- 配分作業が円滑にできるよう、関係機関と調整の上、事前に支援物資等の保管先等を確保する。支援物資等の募集が必要と認められる災害が発生した場合は、関係機関が相互に連携を図りながら直ちに支援物資等受け入れ窓口を設置し、支援物資等の募集及び受け入れを開始する。支援物資等の配分に当たっては、関係機関との間で調整を行い、速やかかつ適切に配分する。

(7) 町土保全

【土砂災害対策】

- 土砂災害警戒区域等については、県と連携してパトロールを実施し、指定区域の周知に努める。
- 土砂災害に対応するため、的確な防災情報を共有を強化するとともに、幹線道路に影響を及ぼす恐れのある重点砂防施設の延命化など適切な維持管理と整備を県に要請する。また、保安林の適切な管理と整備を行い、治山対策を推進する。

【河川管理施設の整備等】

- 小河川と下水道(雨水)施設の整備と定期パトロールを含む適切な維持管理により、下流区域の安全を確保する。
- これまでの洪水履歴や洪水から守るべき資産状況、上下流の整備状況や圏域の治水安全度バランスを考慮しながら、整備区間を設定し、河川改修区間の逐次見直しを実施する。
- 河川管理施設の効果的な修繕の実施と施設に求められる信頼性を確保するための長寿命化計画を策定し、維持修繕を進めていく。
- 「宮城県河川流域情報システム(MIRAI)」などにより、確実な河川防災情報の収集を行い、地域住民等への情報提供により、洪水時の警戒・避難行動を支援する。
- 住民の生命が守られるよう減災、防災対策を進め、治水安全度の更なる向上を図るための河川や下水道雨水施設・遊水地などの整備、雨水の流出抑制対策を組み合わせた総合的な治水対策を講じる。

【海岸管理施設の整備等】

- 災害復旧事業により、津波が堤防を越えても粘り強く対応する構造で堤防整備を推進する。
- 復旧・復興事業により築造した海岸保全施設を適切に管理し、維持修繕費用の軽減・平準化を図るなど、効率的な維持管理を行っていくための長寿命化計画を策定し、維持修繕を進める。
- 津波ハザードマップ等の作成協力を行い、津波発生時の住民避難行動を支援する。

【砂防関係施設の整備等】

○劣化原因の調査や健全度調査を実施した上で必要に応じて予防保全や長寿命化に向けた対策を推進する。

【農林業関係施設の整備等】

○治山施設について、点検診断に基づいた治山施設個別施設計画を策定し、保全対象等に基づく緊急度を勘案し、計画的な補修及び機能強化を県に求める。

(8) 土地利用

①防災まちづくりへの対応

【地域防災力の向上】

○緊急避難場所や避難路・避難階段の整備など、まちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

○市街地の浸水常襲地帯における微地形把握等の基礎調査やハザードマップの作成に必要な浸水予測シミュレーション、内水浸水シミュレーション等を行う。

○耐震診断・耐震改修の必要性について、普及啓発を行うとともに、特に、建築物の倒壊による緊急車両の通行や地域住民等の避難の妨げになるおそれがある道路沿線の建築物については、耐震化を促進する。

【災害に強いまちづくりの構築】

○東日本大震災による津波被害を教訓にした災害危険区域を指定し、これを継承していくことをまちづくりの基本とする。

○居住地区を高台移転、職住分離等によるまちづくり事業を推進していく。

○大津波による再度の災害の防止や地盤沈下に伴う冠水被害を解消するため高台移転・職住分離や防衛施設を併用することとし、非居住空間の活用については、避難路を確保した上で漁港地域を中心に産業・観光・公園ゾーンを整備する。

②土地利用・規制

○土砂災害警戒区域等については、県の助言指導に基づき、その区域内に居住する住民への周知、危険回避行動の啓発、誘導に努める。

○土砂災害に対応するため、「宮城県砂防総合情報システム（MIDSKI）」を活用し、的確な防災情報の提供を強化するとともに、砂防施設の適切な維持管理と重点的な施設の改修と整備を推進する。また、保安林の適正な管理と整備を行い、治山対策を推進する。

○地震に伴う崖崩れ等により被害の恐れのある建築物について、がけ地近接等危険住宅移転事業や住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業等を活用し、被害の軽減対策を講じる。

○災害危険地域については、居住の安全を図るため指定している。住宅の高台等への移転が進んでいることから、移転跡地の利用を促進する。

横断的施策分野

(9) 老朽化対策

①建築物等

【住宅】

- 昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された住宅について、新耐震基準への適合性を確認する耐震診断や適合しない住宅の耐震性を向上する耐震改修を促進するため、耐震診断・耐震改修の必要性について、多様な手段により、普及啓発を行うとともに、助成事業の実施と拡充に努める。
- 高齢者のみの住宅や障害者等が同居する住宅をはじめ、避難場所・避難道路・緊急輸送道路等に沿った住宅について、耐震改修の促進を図る。
- 耐震診断・耐震改修の促進を図るため、市町村に対し、優先的に耐震化を促進するエリアの設定や、対象木造戸建て住宅の台帳を整備し、普及啓発に活用するとともに、耐震化の状況把握を行うように促す。

【多数の者が利用する建築物】

- 公共建築物の耐震診断・耐震改修状況の台帳整備と、耐震改修等の計画策定を促し、計画的な耐震改修の促進を図る。
- 民間建築物については、耐震診断・耐震改修の必要性に関し、多様な手段により普及啓発を行う。また、所管行政庁は、耐震診断・耐震改修の有無等の台帳を整備し、耐震改修等の進行管理を行うとともに、耐震診断・耐震改修の必要性などの指導助言を行う。

【医療施設】

- 災害拠点病院の指定と医療施設の耐震化を促進する。

【産業施設】

- 各施設の被害を最小限に食い止めるための耐震性の強化、液状化対策、拠点の分散、代替施設の確保及び系統の多重化等を進めるなど、大規模自然災害による被害軽減のための諸対策を実施する。

②公共土木施設

【道路基盤】

- 地震直後の道路網断絶による避難行動や初動活動の阻害を防ぐため、防災点検及び橋梁点検等で対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い箇所から順次、落石危険箇所の防災対策や橋梁の耐震化を実施する。

【砂防関係施設】

- 砂防関係施設について、劣化原因の調査や健全度調査を実施した上で必要に応じて予防保全や長寿命化に向けた対策を実施する。

【漁港】

- 漁港施設の長寿命化維持管理計画を策定し、老朽化した施設の延命化及び修繕を行うこ

とで施設の機能保持に努める。

【公園】

- 災害時に避難場所となる公園については、点検や健全度調査により施設の長寿命化を図るとともに、管理水準を下回るような激しい劣化や損傷が発見された施設については、使用禁止とし早期の修繕・更新を行う。老朽化した遊具の更新においては、利用者ニーズを把握し、施設更新を行う。
- 指定管理者による管理状況を把握し、指定管理者への助言指導を行い、施設の安全性を確保するとともに長寿命化対策を図る。

【河川管理施設】

- 河川管理施設に求められる信頼性と効率性を確保するための長寿命化計画を策定し、維持修繕を進めていく。

【海岸管理施設】

- 復旧・復興事業により築造した海岸保全施設を適切に管理し、維持修繕費用の軽減・平準化を図るなど、効率的な維持管理を行っていくための長寿命化計画を策定し、維持修繕を進める。

【上水道等】

- 強靱な水道施設を構築するため、送配水施設及び配水池等基幹施設等の耐震化やバックアップ施設の整備を図る。また、安定した供給と経営を継続して行くため、施設の長寿命化を図りながら、更新時期を迎えた施設については、将来の需要に対応した施設のダウンサイジング（縮小化）を検討した上で、アセットマネジメント（資産管理）の手法を活用して、計画的な更新を行う。
- 水道施設の計画的な老朽化対策を行うとともに、国庫補助事業等を効果的に活用した施設の耐震化対策を推進する。

【下水道等】

- 災害時において、公衆衛生環境の悪化等を防止するとともに、速やかな雨水排除を行うため、下水道施設の耐震化を推進する。
- 公共下水道施設（汚水及び雨水）に求められる信頼性と効率性を確保するための長寿命化計画に基づき、改築更新を進めていく。
- 町設置浄化槽施設について、施設の耐震化及び被災時の早期復旧が可能となるよう所要の対策を講ずるとともに、機能診断及び最適整備構想の策定、適時・適切な修繕又は更新により、長寿命化を図るよう支援する。

【農林水産業関連施設】

- 治山施設について、点検診断に基づいた治山施設個別施設計画を策定し、保全対象等に基づく緊急度を勘案し、計画的な補修及び機能強化を行う。
- 水産関係の流通施設や水産加工施設を漁港内に一体的に整備するほか、水産業団体の被災施設の再建整備に対する支援を行う。

【鉄道】

- 鉄道の橋梁、構造物等の施設について、必要により補強対策を推進し、耐震性の強化の向上を図る。

(10) リスクコミュニケーション

【震災の記録と伝承】

- 東日本大震災の経験と教訓を風化させることなく、後世に伝承していくため、記録紙・記録映像を含め、各種媒体により継続的に情報発信するとともに、震災からの復旧・復興を検証し、検証の成果と教訓を広く県内外に情報発信する。

【防災教育等】

- 災害時要支援者名簿の整理や個別計画を策定する。
- 災害発生時に速やかに災害ボランティアセンターを立ち上げられるよう行政や関係団体と協働してボランティアコーディネーターの養成、ボランティア受け入れ拠点の整備等を行う。
- 津波ハザードマップ等の作成を行い、津波発生時の住民避難行動を支援する。
- 海岸保全施設等のハード対策によって津波による被害をできるだけ軽減するとともに、それを超える津波に対しては、防災教育の徹底や防災訓練の充実など、避難することを中心とするソフト対策により生命及び身体の安全を守ることを最優先に、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。また、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。
- 大津波警報、津波警報、津波注意報等の情報伝達体制や地震・津波観測体制の充実・強化を図るとともに、具体的かつ実践的なハザードマップの整備、緊急避難場所や避難路・避難階段の整備などまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。
- 児童生徒一人一人が自ら危険を予測し、回避できる力を身に付け、災害から身を守る（自助）とともに他者（共助）や社会（公助）の安全に貢献できる心を育み、「人間としての在り方・生き方」について考えさせる防災教育を推進する。
- 災害発生時における避難方法や避難所運営等について、想定される課題の解消に向け、平時から教職員と地域住民、防災担当部局等が災害時の対応を確認するなど、学校と地域、防災担当部局等の連携体制の構築を図る。

【地域コミュニティの構築】

- 「自らの身の安全は自らが守る」との観点から、住民、事業者等様々な主体による「自助」・「共助」の取組を強化するとともに、住民等の協働により、組織・団体が積極的に地域を守るような社会の構築を推進する。また、地域住民等が地域防災の担い手となる環境の確保を図る。
- 新しい地域コミュニティの構築や交流の場づくりなど安全安心な暮らしの確保に向けた地域づくりを行う。コミュニティソーシャルワークの視点を持った人材の育成を行うと

ともに、ボランティアやNPO活動を推進する。

- 保健・医療・福祉の連携による地域での支え合いの仕組みづくりを行う。
- 多文化共生社会形成の視点から外国人住民とともに取り組む地域づくりを推進し、また、生活の壁の解消に向けて外国人住民の自立と社会活動参加を促進する。
- 男女共同参画の視点から防災意識の啓発とリーダーの養成を行う。

【帰宅困難者対策】

- 鉄道事業者等の交通事業者と連携し、災害発生時に公共交通が不通となった場合の帰宅困難者の移動支援対策を講じる。

2 施策分野別指標

施策分野	指標
(1) 行政機能	○災害公営住宅引渡し率 H30年度：100%（859戸／859戸）
(2) 住宅・都市	○住宅の耐震化率 ○新築住宅における認定長期優良住宅の目標 ○多数の者が利用する建築物の耐震化率 ○主要幹線道路等の橋梁の耐震完了数 ○防災機能を有する公園の開園数 ○上水道給水人口 H26年度：5620人→R元年度：6335人 ○公共下水道普及率 H26年度：71.2%→R元年度：87.0%
(3) 保健医療福祉	○災害拠点病院の耐震化完了数 ○被災病院等の復旧個所数 ○医師配置数 H27年度：70人→H31年度：69人 ○認定看護師数 H27年度：28人→H31年度：26人 ○地域医療連携システムへの接続施設数
(4) 環境	○廃棄物の再資源化量 H25年度：435 t →H30年度：336 t
(5) 産業	○耕地面積率 H27年度：0.5%→H31年度：0.1% ○農業家数 H7年度：75戸→H27年度：2戸 ○自然環境の保護・保全を目的とした指定地域の県土割合

	<ul style="list-style-type: none"> ○海岸防災林復旧面積 ○再生可能エネルギー等導入量 ○太陽光発電システム導入出力数
(6) 交通・物流	<ul style="list-style-type: none"> ○町道の路線数推移 H27年度：397路線→H31年度：573路線 ○国道の改良率 H31年度：100% ○県道の改良率 H31年度：100% ○町道の改良率 H27年度：61.2%→H31年度83.4% ○ヘリコプター緊急離着陸場予定地 H31年度：3箇所 ○緊急輸送道路 H31年度：国道1路線、県道3路線、町道7路線 ○出島架橋 R6年度：開通予定 ○女川港石浜埋立 H31年度：100% ○主要幹線道路等の橋梁の耐震化完了数 ○基幹的農道機能維持延長 ○公共土木施設の個別施設計画策定率
(7) 町土保全	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害危険箇所におけるハード対策実施箇所数 ○土砂災害危険箇所におけるソフト対策実施箇所数 ○砂防指定地 H31年度：39箇所 ○林野面積の推移 H25年度：5121ha→H27年度：5068ha ○防災重点ため池の詳細調査 ○防災重点のためのハザードマップ作成 ○基幹的な農業水利施設の機能維持対策を行った施設数 ○山地災害危険地区における治山事業着手数
(8) 土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ○防災集団移転促進事業宅地引渡し率 H30年度：100% ○災害公営住宅引渡し率 H30年度：100%→H31年

	<ul style="list-style-type: none"> ○換地引渡し率 H30年度：100% ○宅地引渡しの進捗率 H29年度：55%→H31年度：95% ○公共用地引渡しの進捗率 H29年度：42%→H31年度：95% ○観光交流エリア供用開始 R2年度：100% ○防災集団移転促進事業の完成率 ○被災市街地復興土地区画整理事業の住宅地完成率 100% ○津波復興拠点整備事業の完成率 100% ○自然環境の保護・保全を目的とした指定地域の県土割合
(9) 老朽化対策	<ul style="list-style-type: none"> ○離島航路ターミナル供用開始 H31年度：100% ○女川町立小中一貫校供用開始 R2年度：100% ○女川町立保育所供用開始 R3年度：100% ○女川消防署供用開始 R3年度：100% ○清水公園開園供用開始 R2年度：100% ○公共土木施設の個別施設計画策定率 ○住宅の耐震化率 ○多数の者が利用する建築物の耐震化率 ○災害拠点病院の耐震化完了数 ○主要幹線道路等の橋梁の耐震化完了数 ○土砂災害危険箇所におけるハード対策実施箇所数 ○防災機能を有する公園の開園 ○基幹的な農業水利施設の機能維持対策を行った施設数 ○防災重点ため池の詳細調査 ○防災重点ため池のハザードマップ作成 ○緊急時バックアップ用広域水道連絡管整備事業進捗率 ○下水道による都市浸水対策達成率

	R元年度：82.7% ○浄化槽による汚水処理整備率 R元年度：72.8%
(10) リスクコミュニケーション	○自主防災組織の組織率 ○防災リーダー養成者数 ○被災地におけるコミュニティ再構築活動を行う団体への助成件数 ○多言語による生活情報提供実施 ○外国人相談対応体制整備数

第4章 計画の推進

本計画は、各施策分野における計画との整合性を図りながら、P D C Aサイクルに従って推進するものとし、その進行管理は、取組状況等を把握・整理することにより行うものとする。

なお、本計画は、社会経済情勢等の変化や施策の進捗状況等を考慮し、計画内容の見直しを行うこととする。

